

石川県公報

平成26年6月6日

第12703号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

| 告 示 | |
|--|----|
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) | 1 |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) | 1 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 2 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 2 |
| ○一般競争入札の落札者等 (水道企業課) | 2 |
| ○県道の区域の変更 (道路整備課) | 3 |
| ○歳入の徴収事務の委託 (港湾課) | 3 |
| ○都市公園以外の工作物の管理者が管理する都市公園 (公園緑地課) | 3 |
| ○都市計画の変更 (都市計画課) | 4 |
| 公 告 | |
| ○入札公告 (県民交流課) | 4 |
| ○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (同) | 5 |
| ○平成26年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告 (長寿社会課) | 5 |
| ○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課) | 6 |
| ○平成26年度石川県製菓衛生師試験公告 (菓子衛生課) | 6 |
| ○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) | 7 |
| ○第44期石川県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦公告 (労働企画課) | 9 |
| ○農業振興地域の区域の変更公告 (農業政策課) | 9 |
| ○土地改良区連合の役員退任公告 (農業基盤課) | 10 |
| ○土地改良区連合の役員就任公告 (同) | 10 |
| ○国土調査の成果認証公告 (同) | 11 |
| ○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) | 12 |
| ○入札公告 (県警本部) | 12 |
| 公安委員会 | |
| ○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 | 13 |

告

示

石川県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|------------|
| 加藤病院 | 羽咋郡志賀町高浜町への1番地1 | 平成26年4月1日 |
| 医療法人社団 ふたみ歯科 | かほく市木津イ75番地6 | 〃 |
| 大貫眼科医院 | 珠洲市上戸町北方2字137番地1 | 平成26年4月14日 |
| 小村整形外科 | 野々市市扇が丘488番地 | 平成26年5月1日 |
| あかね大成薬局 | 能美市大成町ル98番2 | 〃 |

石川県告示第261号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|------------|
| 加藤病院 | 羽咋郡志賀町高浜町への1番地1 | 平成26年4月1日 |
| 医療法人社団 ふたみ歯科 | かほく市木津イ75番地6 | 〃 |
| 大貫眼科医院 | 珠洲市上戸町北方2字137番地1 | 平成26年4月14日 |
| 小村整形外科 | 野々市市扇が丘488番地 | 平成26年5月1日 |
| あかね大成薬局 | 能美市大成町ル98番2 | 〃 |

石川県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|----------------|------------------|------------|
| 加藤病院 | 羽咋郡志賀町高浜町への1番地1 | 平成26年3月31日 |
| ふたみ歯科 | かほく市木津イ75番地6 | 〃 |
| こすもす訪問看護ステーション | 河北郡内灘町字宮坂4字2番地1 | 〃 |
| 大貫眼科医院 | 珠洲市上戸町北方2字147番地 | 平成26年4月13日 |
| シメノ津幡薬局 | 河北郡津幡町北中条2丁目20番地 | 平成26年4月20日 |
| 山中薬局 | 加賀市山中温泉湯の本町う6 | 平成26年4月30日 |

石川県告示第263号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|----------------|------------------|------------|
| 加藤病院 | 羽咋郡志賀町高浜町への1番地1 | 平成26年3月31日 |
| ふたみ歯科 | かほく市木津イ75番地6 | 〃 |
| こすもす訪問看護ステーション | 河北郡内灘町字宮坂4字2番地1 | 〃 |
| 大貫眼科医院 | 珠洲市上戸町北方2字147番地 | 平成26年4月13日 |
| シメノ津幡薬局 | 河北郡津幡町北中条2丁目20番地 | 平成26年4月20日 |
| 山中薬局 | 加賀市山中温泉湯の本町う6 | 平成26年4月30日 |

石川県告示第264号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法

水道用ポリ塩化アルミニウム（JWWA K-154：2005-2 塩基度58パーセントから65パーセントまでとする。

940,000キログラム 購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県手取川水道事務所庶務課

白山市白山町336番地

- 落札者を決定した日
平成26年3月26日
- 落札者の名称及び所在地
笹谷商事株式会社
七尾市寿町112番地17
- 落札金額
34.56円/キログラム
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成26年2月7日

石川県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成26年6月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|---------------------------------------|-----|-------------|---------|--------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | |
| 高松津幡線 | 下記区域を道路区域に編入する。 | | | | 津幡土木事務所維持管理課 |
| | かほく市上山田と1番1地先から 河北郡津幡町字加茂は21番1地先まで | | 15.80~76.10 | 3,410.9 | |

石川県告示第266号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 委託事項 | 委託先 | | 委託期間 |
|------------------------|----------------|-----------|-----------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 金沢港金石地区船だまりに係る使用料の徴収事務 | 金沢市北安江3丁目1番38号 | 石川県漁業協同組合 | 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで |

石川県告示第267号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、都市公園以外の工作物と効用を兼ねる都市公園の管理の方法を定め、次のとおり都市公園以外の工作物の管理者が都市公園の管理を行う。

なお、その関係図面は、石川県土木部公園緑地課及び石川県南加賀土木総合事務所都市施設課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 都市公園の名称
粟津公園
- 兼用工作物の位置及び範囲
小松市符津町地内 粟津公園
- 管理を行う者の名称
道路管理者 小松市

4 管理の内容

道路法（昭和27年法律第180号）及び同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理

5 管理の期間

平成26年5月21日から道路又は都市公園の効用を廃止する日までとする。

石川県告示第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 都市計画を変更した土地の区域 | 縦覧場所 |
|------------|------------------|-----------------------------|
| 金沢都市計画区域区分 | 野々市市柳町の全部及び郷町の一部 | 石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課 |

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

広報誌「ほっと石川」（第73号から第76号まで）県内全世帯配布委託業務

(2) 業務内容

広報誌「ほっと石川」（第73号から第76号まで）県内全世帯配布業務を委託する。

(3) 履行期限

各回発行後、県の委託を受けた印刷業者から「ほっと石川」（第73号から第76号まで）を受け取った日から起算して10日以内

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 県内に営業所を有する者であること。

(4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化局県民交流課広報広聴室

電話番号 076-225-1362

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

5 入札の日時及び場所

平成26年6月25日(水) 午前11時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎10階 1011会議室(入札後、即時開札する。)

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札者に要求される義務

入札者は、当該業務を別途指定する日時及び場所に納入することができることを証明する書類を平成26年6月18日(水)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年5月16日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 七尾鹿島手をつなぐ育成会

3 代表者の氏名

出村 範彦

4 主たる事務所の所在地

七尾市小島町イ1番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者(知的障害児を含む。以下「障害者」という。)に対して、日常生活及び社会生活の自立支援に関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成26年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成26年10月26日(日) 午前10時から

2 試験の場所

石川県社会福祉会館(金沢市本多町3丁目1番10号)

福祉総合研修センター（金沢市本多町3丁目2番15号 県立図書館内）

本多の森会議室（金沢市石引4丁目17番1号）

石川県立工業高等学校（金沢市本多町2丁目3番6号）

石川県社会福祉会館別館（金沢市八田町東1025）

3 指定試験実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 出願に関する書類の受付期間

平成26年7月4日（金）から同月18日（金）まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを受け付ける。

5 出願に関する書類の提出先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター

〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号

電話番号 076-221-1833

6 その他

受験案内等の請求その他詳細については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センターへ問い合わせること。

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | 承諾撤回年月日 |
|---------|--------------------------|------------|
| 渡 辺 博 之 | 能美市寺井町ウ84番地 寺井病院 | 平成26年3月31日 |
| 進 宅 礼 章 | 能美市大浜町ノ85番地 国民健康保険能美市立病院 | 〃 |

平成26年度石川県製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成26年度石川県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成26年8月21日（木） 午後1時から午後3時20分まで

2 試験の場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎11階会議室

3 出願に関する書類の受付期間

平成26年7月18日（金）から同月28日（月）まで。郵送の場合は、同日までの消印があるものを受け付ける。

4 試験要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者

住所地を管轄する保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー田上店

金沢市田上本町土地区画整理事業施行地区内5街区1番ほか18筆及び金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内35街区2番ほか7筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成26年1月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年6月6日から同年7月7日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー田上店

金沢市田上本町土地区画整理事業施行地区内5街区1番ほか18筆及び金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内35街区2番ほか7筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成26年1月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年6月6日から同年7月7日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー堀内店

野々市市堀内四丁目47番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成26年1月24日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年6月6日から同年7月7日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー柳橋店

金沢市柳橋町ハ28ほか11筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成26年1月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年6月6日から同年7月7日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャイン近岡

金沢市近岡町294-2ほか7筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成26年1月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成26年6月6日から同年7月7日まで

第44期石川県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦公告

石川県労働委員会使用者委員に1名の欠員が生じるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体に対して次の要領によって補欠委員候補者の推薦を求める。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 推薦団体の資格
県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。
- 2 被推薦者の資格
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 3 推薦期間
平成26年6月6日（金）から同月12日（木）まで
- 4 推薦手続
使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。
(1) 推薦書（別記様式による。）
(2) 被推薦者の履歴書
- 5 委員候補者として推薦する者の数
1団体につき1人まで
- 6 その他
詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課（金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1531）へすること。
(別記様式)

年 月 日

石川 県 知 事 様

事務所所在地
団 体 名
代表者職氏名

印

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として、次の者を推薦します。

| 氏 名 | 生年月日 | 所属会社名及び地位 | 所属団体名及び地位 | 備 考 |
|-----|------|-----------|-----------|-----|
| | | | | |

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、野々市市に係る農業振興地

域の区域を次のとおり変更する。

なお、野々市農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部農業政策課において縦覧に供する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 農業振興地域名 | 農 業 振 興 地 域 を 変 更 す る 区 域 |
|---------|---|
| 野々市 | 野々市農業振興地域について野々市市柳町の全部及び郷町の一部を区域から除外する。 |

土地改良区連合の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

大日ダム土地改良区連合

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-----------|-------------------|------------|
| 理 事 | 杉 本 達 雄 | 白山市平松町22番地 | 平成26年3月28日 |
| 〃 | 山 守 威 | 〃 月橋町又39番地 | 〃 |
| 〃 | 北 村 脩 二 | 野々市市押野一丁目86番地 | 〃 |
| 〃 | 中 出 庄 重 | 白山市井口町南159番地 | 〃 |
| 〃 | 黒 山 茂 | 野々市市郷町68番地 | 〃 |
| 〃 | 徳 田 誠 一 | 白山市宮永市町275番地 | 〃 |
| 〃 | 島 崎 茂 昭 | 〃 長島町82番地 | 〃 |
| 〃 | 竹 内 美 智 雄 | 〃 村井町354番地 | 〃 |
| 〃 | 西 田 榮 次 | 〃 徳光町18番地 | 〃 |
| 〃 | 亀 川 喜 三 | 〃 寄新保町35番地 | 〃 |
| 〃 | 宮 西 豊 | 能美郡川北町字土室ル211番地 9 | 〃 |
| 〃 | 中 田 宏 | 〃 字三反田口59番地 | 〃 |
| 〃 | 善 田 晋 作 | 能美市岩内町又10番地 | 〃 |
| 〃 | 竹 田 喜 義 | 小松市長田町へ152番地 | 〃 |
| 〃 | 北 野 哲 | 能美市中ノ江町イ73番地 | 〃 |
| 〃 | 牧 野 健 一 | 小松市上牧町ハ191番地 | 〃 |
| 〃 | 吉 田 則 明 | 能美市寺井町ラ100番地 1 | 〃 |
| 〃 | 高 多 善 以 | 金沢市上安原町587番地 | 〃 |
| 〃 | 安 野 生 郎 | 〃 神野 2 丁目129番地 | 〃 |
| 〃 | 田 中 吉 雄 | 加賀市柴山町 1 の67番地 | 〃 |
| 〃 | 出 淵 敏 夫 | 小松市佐美町申341番地甲 1 | 〃 |
| 〃 | 岸 省 三 | 加賀市新保町ル 7 番地 | 〃 |
| 監 事 | 宮 西 市 雄 | 白山市横江町163番地 | 〃 |
| 〃 | 西 方 洋 治 | 小松市日末町井208番地 | 〃 |
| 〃 | 中 野 洋 | 能美市秋常町ト127番地 | 〃 |

土地改良区連合の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

大日ダム土地改良区連合

| 職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|----|-------|------------------|------------|
| 理事 | 杉本達雄 | 白山市平松町22番地 | 平成26年3月29日 |
| 〃 | 山守威 | 〃 月橋町又39番地 | 〃 |
| 〃 | 北村脩二 | 野々市市押野一丁目86番地 | 〃 |
| 〃 | 中出庄重 | 白山市井口町南159番地 | 〃 |
| 〃 | 黒山茂 | 野々市市郷町68番地 | 〃 |
| 〃 | 徳田誠一 | 白山市宮永市町275番地 | 〃 |
| 〃 | 島崎茂昭 | 〃 長島町82番地 | 〃 |
| 〃 | 竹内美智雄 | 〃 村井町354番地 | 〃 |
| 〃 | 西田榮次 | 〃 徳光町18番地 | 〃 |
| 〃 | 亀川喜三 | 〃 寄新保町35番地 | 〃 |
| 〃 | 宮西豊 | 能美郡川北町字土室ル211番地9 | 〃 |
| 〃 | 中田宏 | 〃 字三反田ロ59番地 | 〃 |
| 〃 | 善田晋作 | 能美市岩内町又10番地 | 〃 |
| 〃 | 竹田喜義 | 小松市長田町へ152番地 | 〃 |
| 〃 | 北野哲 | 能美市中ノ江町イ73番地 | 〃 |
| 〃 | 牧野健一 | 小松市上牧町ハ191番地 | 〃 |
| 〃 | 吉田則明 | 能美市寺井町ラ100番地1 | 〃 |
| 〃 | 高多善以 | 金沢市上安原町587番地 | 〃 |
| 〃 | 安野生郎 | 〃 神野2丁目129番地 | 〃 |
| 〃 | 田中吉雄 | 加賀市柴山町1の67番地 | 〃 |
| 〃 | 出淵敏夫 | 小松市佐美町申341番地甲1 | 〃 |
| 〃 | 久田登喜夫 | 加賀市柴山町1の41番地 | 〃 |
| 監事 | 葭田彦司 | 野々市市下林三丁目125番地 | 〃 |
| 〃 | 西方洋治 | 小松市日末町井208番地 | 〃 |
| 〃 | 中野洋 | 能美市秋常町ト127番地 | 〃 |

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調査を行った者の名称

中能登町

2 調査を行った期間

平成25年5月20日から同年12月10日まで

3 成果の名称

中能登町（久江、水白、良川、黒氏、能登部上、能登部下及び徳丸の各一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

中能登町久江チ、ヌ、ル、ヲ、カ、ヨ、タ及び元水白六の全部並びにへ、ト及びレの各一部並びに水白ナの一部並びに良川式〇、式壱、式七、式八、参壱、参参、参四、参五、参七、参八、四式、わ、よ、れ、つ、参〇甲及び参〇乙の全部並びに壱四、壱七、壱九、五式、み及びのの各一部並びに黒氏壱〇の全部並びに九の一部並びに能登部上ヌ、ヲ、サ及びキの全部並びにイ、ル、テ及びアの各一部並びに能登部下九八、九九及び壱〇〇の全部並びに徳丸ル、ヲ、ワ、カ及びヨの全部並びにレの一部

5 認証年月日

平成26年6月6日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 開発区域に含まれる地域の名称 | 公共施設の種類、位置及び区域 | 開発許可を受けた者 |
|--|---|-------------------------------|
| 河北郡津幡町字太田ほ255番1、255番3から255番24まで、261番7、261番8及び水路の無籍地の一部 | 道路 河北郡津幡町字太田ほ255番1、261番7、261番8及び水路の無籍地の一部 公園 河北郡津幡町字太田ほ255番3 | 金沢市浅野本町二丁目5番25号 株式会社 荒木工務店 |

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年6月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名
保管場所標章
- (2) 納入予定数量
90,000セット
- (3) 納入期間
契約締結の日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表者する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成26年7月30日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者か

ら当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。
- (2) 警視庁又は道府県警察本部と同種物品の納入に係る契約を締結した実績を有する者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果通知は、平成26年7月31日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書、入札参加資格確認申請書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成26年8月1日(金)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成26年8月1日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書、入札に関する注意事項を遵守しない者の提出した入札書その他入札心得に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第63号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成26年6月6日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)寺井警察署管内の表1から6まで、8、9、12から15まで、17から19まで、21から27まで、30から34まで、36、39から41まで、43から45まで、47、49、50、52、53、55から59まで、62、63、66から68まで、71、74、75、77から80まで、82から85まで、87から92まで、95、96、98、100、102から105まで、108、110から113まで、116及び118の項を次のように改める。

| | | | |
|----|---------|---|-----------|
| 1 | 木呂場南交差点 | 能美郡川北町字田子島エ78番地1先 県道松任寺井線と町道上田子島橋線との交差点 | S41.5.8 |
| 2 | 粟生交差点 | 能美市粟生町チ147番地先 県道松任寺井線と県道粟生小松線と市道粟生東11号線との交差点 | S42.7.5 |
| 3 | 寺井北交差点 | 能美市寺井町ル102番地先 主要地方道小松鶴来線と県道根上寺井線と市道との交差点 | S42.7.20 |
| 4 | 倉重交差点 | 能美市倉重町甲53番地先 主要地方道小松鶴来線と市道との交差点 | S43.7.29 |
| 5 | 小長野交差点 | 能美市小長野町ト80番地先 主要地方道小松鶴来線と市道との交差点 | S43.7.29 |
| 6 | 北町交差点 | 能美市寺井町ラ42番地先 県道粟生小松線と県道根上寺井線との交差点 | S43.10.25 |
| 8 | 寺井中央交差点 | 能美市寺井町よ26番地1先 主要地方道小松鶴来線と市道との交差点 | S45.3.13 |
| 9 | 山道交差点 | 能美市寺井町カ228番地の2先 主要地方道小松鶴来線と県道和気寺井線との交差点 | S45.3.13 |
| 12 | 木呂場北交差点 | 能美郡川北町字田子島へ2番地先 県道松任寺井線と町道中島橋新線との交差点 | S46.8.24 |
| 13 | 大成交差点 | 能美市大成町ト80番地先 県道寺井停車場線と市道吉原高坂線との交差点 | S47.3.20 |
| 14 | 高坂交差点 | 能美市高坂町ハ99番地1先 市道道林高坂線と市道高坂串線と市道高坂5号線と市道藤ヶ丘1号線との交差点 | S48.3.31 |
| 15 | 加賀舞子交差点 | 能美市大浜町ム45番地先 市道木曾街道線と市道加賀舞子線との交差点 | S48.7.5 |
| 17 | 大成北交差点 | 能美市大成町ロ49番地先 市道吉原高坂線と市道大浜大成線との交差点 | S49.11.7 |
| 18 | 大長野交差点 | 能美市大長野町ハ72番地先 市道小長野小杉線と市道大長野佐野線との交差点 | S49.12.27 |
| 19 | 道林釜屋 | 能美市道林町へ41番地先 市道道林高坂線上 | S50.3.26 |
| 21 | 三ツ口交差点 | 能美市三ツ口町495番地先 主要地方道小松鶴来線と主要地方道金沢小松線との交差点 | S50.3.31 |
| 22 | 三道山交差点 | 能美市寺井町ク9の4番地先 主要地方道小松鶴来線と県道松任寺井線と市道との交差点 | S50.6.28 |
| 23 | 吉原釜屋 | 能美市吉原釜屋町イ28番地先 市道木曾街道線上 | S50.8.22 |
| 24 | 末寺交差点 | 能美市末寺町イ82番地先 主要地方道小松鶴来線と市道との交差点 | S50.8.22 |
| 25 | 上開発交差点 | 能美市上開発町12番地先 主要地方道小松鶴来線と市道との交差点 | S50.9.11 |
| 26 | 道林町交差点 | 能美市道林町へ106の4番地先 市道木曾街道線と市道道林6号線と市道道林高坂線との交差点 | S50.9.11 |
| 27 | 下先出交差点 | 能美郡川北町字壺ッ屋214番地先 主要地方道金沢小松線と県道鶴来水島美川線及び県道草深木呂場美川線との交差点 | S51.3.8 |

| | | | |
|----|--------------------|--|--------------|
| 30 | 山 口 釜 屋 | 能美市山口町ニ18番地先 市道木曾街道線上 | S 52. 2. 1 |
| 31 | 浜 町 交 差 点 | 能美市浜町ル95番地先 市道木曾街道線と市道浜町14号線との交差点 | S 52. 3. 31 |
| 32 | 大 成 東 交 差 点 | 能美市大成町リ44番地先 県道根上寺井線と市道との交差点 | S 52. 10. 14 |
| 33 | 大 浜 交 差 点 | 能美市大浜町ウ42番地先 市道木曾街道線と市道大浜16号線と市道大浜大成線との交差点 | S 52. 10. 14 |
| 34 | 南 天 橋 交 差 点 | 能美市寺井町ウ24番地先 県道粟生小松線と市道寺井東6号線との交差点 | S 52. 10. 28 |
| 36 | 山 口 釜 屋 南 交 差 点 | 能美市山口町へ52の2番地先 市道木曾街道線と市道との交差点 | S 53. 11. 7 |
| 39 | 橋 交 差 点 | 能美郡川北町字橋286番地先 国道8号と町道中島橋新線との交差点 | S 53. 12. 12 |
| 40 | 辰 口 交 差 点 | 能美市辰口町461番地先 主要地方道金沢小松線と市道との交差点 | S 54. 3. 31 |
| 41 | 赤 井 交 差 点 | 能美市赤井町ト47番地3先 県道吉原寺井線と市道根上国道線との交差点 | S 54. 9. 26 |
| 43 | 小 長 野 北 | 能美市小長野町ト13番地先 主要地方道小松鶴来線上 | S 54. 10. 26 |
| 44 | 寺 井 南 交 差 点 | 能美市寺井町タ53番地先 主要地方道小松鶴来線と県道金平寺井線との交差点 | S 55. 9. 12 |
| 45 | 石 子 交 差 点 | 能美市石子町ニ34番地先 県道和気寺井線と市道末寺石子線との交差点 | S 55. 9. 29 |
| 47 | 福 島 町 交 差 点 | 能美市福島町ル22番地1先 主要地方道金沢美川小松線と市道との交差点 | S 56. 3. 31 |
| 49 | 大 長 野 西 交 差 点 | 能美市大長野町68番地1先 国道8号と国道305号と主要地方道小松鶴来線及び市道大長野佐野線との 交差点 | S 57. 12. 13 |
| 50 | 青 山 交 差 点 | 能美市辰口町574番地先 主要地方道金沢小松線と市道との交差点 | S 58. 4. 25 |
| 52 | 佐 野 交 差 点 | 能美市佐野町ヌ55番地先 県道金平寺井線と市道佐野和気線との交差点 | S 58. 9. 19 |
| 53 | 浜 開 発 町 交 差 点 | 能美市浜開発町丁18番地1先 市道吉原高坂線と市道浜開発西二口線との交差点 | S 58. 12. 27 |
| 55 | 朝 日 | 能美郡川北町字朝日102番地先 草深木呂場美川線上 | S 61. 3. 31 |
| 56 | 緑 町 交 差 点 | 能美市寺井町ロ66番地先 県道粟生小松線と市道大成末寺線との交差点 | S 61. 11. 27 |
| 57 | 辰 口 温 泉 交 差 点 | 能美市辰口町641番地1先 市道金沢大学丘陵公園線と市道倉重辰口線との交差点 | H 1. 11. 24 |
| 58 | 蒔 生 | 能美市蒔生町71番地1先 主要地方道金沢小松線上 | H 2. 5. 15 |
| 59 | 吉 原 釜 屋 北 交 差 点 | 能美市吉原釜屋町ロ8番地1先 市道木曾街道線と市道との交差点 | H 2. 9. 17 |
| 62 | 岩 内 交 差 点 | 能美市岩内町1276番地先 主要地方道金沢小松線と市道岩内金剛寺線との交差点 | H 3. 10. 7 |

| | | | |
|----|-------------|--|-----------|
| 63 | 宮竹交差点 | 能美市宮竹町ヨ89番地2先 主要地方道小松鶴来線と市道宮竹線と市道宮竹25号線との交差点 | H4.4.7 |
| 66 | 三ツ口北交差点 | 能美市三ツ口町1023番地先 主要地方道金沢小松線と市道出口三ツ口線との交差点 | H4.10.22 |
| 67 | 和気交差点 | 能美市和気町オ28番地先 主要地方道金沢小松線と市道光和台線と市道上清水徳山線との交差点 | H5.4.22 |
| 68 | 佐野北交差点 | 能美市佐野町口15番地先 県道金平寺井線と市道栗生佐野線との交差点 | H6.2.10 |
| 71 | 栗生南交差点 | 能美市栗生町ホ18番地先 県道松任寺井線と県道徳久栗生線と市道との交差点 | S42.7.5 |
| 74 | 大成西交差点 | 能美市大成町ヌ41番地1先 主要地方道金沢美川線と市道大成五間堂線との交差点 | H7.5.18 |
| 75 | 三ツ屋交差点 | 能美市三ツ屋町33番地2先 主要地方道小松鶴来線と主要地方道金沢小松線と市道との交差点 | H7.10.3 |
| 77 | 石子西交差点 | 能美市石子町子1番地先 県道和気寺井線と市道栗生佐野線との交差点 | H8.5.21 |
| 78 | 辰口西交差点 | 能美市辰口町524の1番地先 主要地方道金沢小松線と市道金沢大学丘陵公園線及び市道湯屋6号線との交差点 | H9.2.25 |
| 79 | 出口北交差点 | 能美市山田町15番地先 主要地方道金沢小松線と市道下清水出口線と市道出口三ツ口線との交差点 | H9.2.25 |
| 80 | 浜開発南交差点 | 能美市浜開発町丙12番地1先 主要地方道金沢美川小松線と市道浜開発線との交差点 | H9.9.1 |
| 82 | 小杉交差点 | 能美市小杉町ハ121番地先 主要地方道寺島小松線と市道小長野小杉線との交差点 | H9.11.25 |
| 83 | 牛島南交差点 | 能美市牛島町西85番地先 主要地方道寺島小松線と市道との交差点 | H9.11.25 |
| 84 | 佐野南交差点 | 能美市佐野町中61番地先 主要地方道寺島小松線と市道との交差点 | H9.11.25 |
| 85 | 栗生工業団地交差点 | 能美市栗生町西7番地先 市道根上国道線と市道栗生工業団地3号線と市道栗生佐野線との交差点 | H10.12.28 |
| 87 | 能美市役所前交差点 | 能美市来丸町1113番地先 主要地方道金沢小松線と市道来丸14号線との交差点 | H11.7.30 |
| 88 | 物見山運動公園前交差点 | 能美市来丸町ワ22番地先 市道出口湯屋線と市道倉重来丸線と市道山田来丸1号線との交差点 | H11.7.30 |
| 89 | 上徳山交差点 | 能美市徳山町上42番地先 市道湯屋和気線と市道上徳山線と市道上徳山2号線との交差点 | H11.7.30 |
| 90 | 浜開発西交差点 | 能美市浜開発町戊31番地8先 市道浜開発線と市道吉原高坂線との交差点 | H12.3.28 |
| 91 | 赤井東交差点 | 能美市赤井町ヲ7番地1先 市道根上国道線と市道赤井1号線と市道赤井東部工業団地1号線との交差点 | H12.3.28 |
| 92 | 寺井鉄工団地交差点 | 能美市寺井町ほ44番地1先 市道大成末寺線と市道栗生佐野線との交差点 | H12.3.28 |
| 95 | 栗生西交差点 | 能美市栗生町西538番地先 市道根上国道線と国道8号との交差点 | H12.12.26 |

| | | | |
|-----|-----------------|--|-------------|
| 96 | 佐野西交差点 | 能美市佐野町へ35番地1先 市道栗生佐野線と市道大長野佐野線と市道佐野和気線との交差点 | H12. 12. 26 |
| 98 | 物見山 運動公園北 | 能美市辰口町口212番地1先 主要地方道金沢小松線上 | H13. 12. 17 |
| 100 | 福岡南 | 能美市福岡町イ201番地2先 市道大成五間堂線上 | H14. 3. 1 |
| 102 | 牛島交差点 | 能美市牛島町チ87番4先 市道大長野佐野線と市道末信牛島線との交差点 | H14. 8. 27 |
| 103 | 和気北交差点 | 能美市和気町よ20番地先 市道和光台線と市道辰口和気線との交差点 | H14. 10. 22 |
| 104 | 大成南交差点 | 能美市大成町2丁目73番地先 市道大成中ノ江線と市道大成五間堂線との交差点 | H14. 10. 22 |
| 105 | 大浜東交差点 | 能美市大浜町ノ27番地1先 市道大浜大成線と市道釜屋線と市道吉原釜屋大浜線との交差点 | H15. 1. 31 |
| 108 | 福島東交差点 | 能美市吉原町一の8番地1先 市道根上国道線と主要地方道金沢美川小松線との交差点 | H16. 10. 28 |
| 110 | 浜町北交差点 | 能美市浜町タ158番地先 市道木曾街道線と市道浜町6号線と市道浜開発線との交差点 | H17. 3. 28 |
| 111 | 大成北口交差点 | 能美市大成町ワ26番地1先 主要地方道金沢美川小松線と市道大浜大成線と市道大成福岡線との交差点 | H18. 12. 5 |
| 112 | 寺井旭町 | 能美市寺井町口90番地1先 市道大成末寺線上 | H19. 3. 16 |
| 113 | 辰口鳥越坂 交 差 点 | 能美市辰口町107番地1先 市道倉重辰口線と市道倉重来丸線との交差点 | H20. 2. 1 |
| 116 | 辰口鳥越坂北 交 差 点 | 能美市辰口町250番地1先 市道上開発辰口線と市道倉重来丸線との交差点 | H21. 7. 16 |
| 118 | 緑が丘一丁目 交 差 点 | 能美市緑が丘1丁目118番地先 市道金沢大学丘陵公園線と市道下徳山辰口線との交差点 | H22. 12. 20 |

別表第2（一方通行の指定）白山警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|---------|---------------|-------------|-----|-----|------------------------|
| 69 | 県道松本木津線 | 白山市荒屋柏野町60番地先 | 約10 メートル | 終 日 | 車 両 | 国道8号方向から荒 屋柏野町に至る方向 |
|----|---------|---------------|-------------|-----|-----|------------------------|

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表77、593の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|----------------|---------------------|--|----------------------|--|
| 77 | 県 道 金沢停車場北線 | 金沢市此花町11番15号先 | 中島大橋方向から堀川町方 向への右折及び本町1丁目 方向への左折 | 自動車及 び原動機 付自転車 | 6：00から22： 00まで |
| 593 | 金沢停車場南線 | 金沢市長土堀2丁目7番21号 先 | 元車交差点方向から玉川町 方向への右折 | 自動車及 び原動機 付自転車 | 7：00から9： 00まで 7：00から7： 30まで及び8： 30から9：00ま で（日曜日、休 日を除く。） |

別表第4（指定方向外進行禁止）寺井警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|--------------|----------------|------------------|--------------|----|
| 287 | 県道 寺井停車場線 | 能美市大成町チ293番地先 | 福岡町方向から福島町方向への右折 | 自動車及び原動機付自転車 | 終日 |
| 288 | 市道大成22号線 | 能美市大成町ハ57番地12先 | 大浜町方向から浜町方向への右折 | 自動車及び原動機付自転車 | 終日 |

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表435の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|---------------|-----------------|---------------------------|----|----|
| 435 | 国道8号（津幡北バイパス） | 河北郡津幡町字庄ツ18番地2先 | 津幡町字倉見方向から北側チェーン着脱場方向への右折 | 車両 | 終日 |
|-----|---------------|-----------------|---------------------------|----|----|

別表第6（車両の通行禁止）寺井警察署管内の表9の項を次のように改める。

| | | | | | |
|---|---------|---------------------------------|----------|----|----------------------------|
| 9 | 県道金平寺井線 | 能美市佐野町ヤ4番地先から 同市佐野町ヲ41番地3先まで | 約300メートル | 終日 | 大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車 |
|---|---------|---------------------------------|----------|----|----------------------------|

別表第6（車両の通行禁止）白山警察署管内の表66の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----|------------------------|--------------------------------------|----------|----|----------------------------|
| 66 | 白山市中央2号線・野々市市1級幹線堀内上林線 | 白山市富光寺町279番地先から 野々市市上林1丁目168番地先まで | 約700メートル | 終日 | 大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車 |
|----|------------------------|--------------------------------------|----------|----|----------------------------|

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）2以上の警察署管内にまたがる表16の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----|---------|-------------------------------------|--|----|---|
| 16 | 国道305号線 | 小松市園町ヌ52番地1先から 能美市大長野町チ125番地1先まで | | 終日 | 約2,600メートル （小松署約1,950メートル、寺井署約650メートル） |
|----|---------|-------------------------------------|--|----|---|

別表第10（普通自転車歩道通行可）白山警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|------------------|--|--|----|----------|
| 114 | 主要地方道 金沢美川小松線 | 白山市美川南町ヲ22番地先から 白山市美川南町乙66番地2先までの海側 | | 終日 | 約800メートル |
| 115 | 主要地方道 金沢美川小松線 | 白山市美川南町ヲ22番地先から 白山市美川南町乙66番地2先までの山側 | | 終日 | 約800メートル |

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|--------------------------------|--|----------|------------|----|----|
| 232 | 市道額31号四十万五丁目線15号、額32号四十万六丁目線9号 | 金沢市四十万町5丁目118番地先から 金沢市四十万町6丁目1番地先まで | 約710メートル | 毎時30キロメートル | 終日 | 車両 |
|-----|--------------------------------|--|----------|------------|----|----|

別表第11（最高速度の指定）寺井警察署管内の表16の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|---------|------------------------------------|----------|------------|----|--------------|
| 16 | 市道寺井末信線 | 能美市寺井町カ231番地1先から 能美市末信町イ84番地先まで | 約465メートル | 毎時30キロメートル | 終日 | 車両（けん引③を除く。） |
|----|---------|------------------------------------|----------|------------|----|--------------|

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|----------------|--|----------------|----------------|----|---------------|
| 401 | 市 道 白峰中央通り線 | ゾーン30 (1) 白山市白峰ハ102番地先 (2) 白山市白峰ハ82番地先 (3) 白山市白峰ヌ101番地 2 先 (4) 白山市白峰ロ142番地 2 先 (5) 白山市白峰子25番地 1 先 (6) 白山市白峰ニ164番地先 (1)から(6)までの場所を結ぶ区域内の道路。ただし、国道157号、主要地方道白山公園線を除く。 | 約3,600 メートル | 毎時30キロ メートル | 終日 | 車両 (けん引③を除く。) |
|-----|----------------|--|----------------|----------------|----|---------------|

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表351の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|----------|---------------------------------------|--------------|----------------|----|---------------|
| 351 | 市道小柳16号線 | 白山市小柳町ろ218番地先から 白山市小柳町ヌ 3 番地 3 先まで | 約550 メートル | 毎時30キロ メートル | 終日 | 車両 (けん引③を除く。) |
|-----|----------|---------------------------------------|--------------|----------------|----|---------------|

別表第11 (最高速度の指定) 七尾警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|----------------------------|---|----------------|----------------|----|---------------|
| 188 | 町道 T-331号、 T-16号、T-302号 | 鹿島郡中能登町良川れ部19番地 1 先 から 鹿島郡中能登町一青お部 1 番地 1 先 まで | 約1,000 メートル | 毎時30キロ メートル | 終日 | 車両 (けん引③を除く。) |
|-----|----------------------------|---|----------------|----------------|----|---------------|

別表第11 (最高速度の指定) 七尾警察署管内の表13、19の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|-----------|--|----------------|----------------|----|----------------------------------|
| 13 | 国 道 249 号 | 七尾市崎山 3 部56番地 1 先から 七尾市中島町中島乙部243番地 2 先 まで | 約1,520 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。) |
| 19 | 国 道 249 号 | 七尾市田鶴浜町ぬ部10番地先から 七尾市中島崎山 3 部56番地 1 先まで | 約6,560 メートル | 毎時50キロ メートル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。) |

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|--------------------|---|----------------|----------------|----|---------------------------------|
| 133 | 市 道 670 - 3 号 線 | 珠洲市馬縹町 6 部 4 番地先から 珠洲市馬縹町二字 5 番地 6 先まで | 約1,300 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。) |
| 134 | 市 道 | ゾーン30 (1) 珠洲市飯田町28部32番地先 (2) 珠洲市野々江町子の部73番地 1 先 (3) 珠洲市野々江町キの部 4 番地 1 先 (4) 珠洲市野々江町モの部 9 番地 1 先 (1)から(4)までの場所を結ぶ区域内の道路。 | 約3,600 メートル | 毎時30キロ メートル | 終日 | 車両 (けん引③を除く。) |

別表第11（最高速度の指定）珠洲警察署管内の表 7、62の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|-----------|--|----------------|----------------|----|---------------------------------|
| 7 | 国 道 249 号 | 珠洲市大谷町 3 部73番地先から 珠洲市馬縹町 1 字11番地 1 先まで | 約1,100 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。） |
| 62 | 国 道 249 号 | 珠洲市馬縹町 1 字11番地 1 先から 珠洲市若山町延武23部13番地先まで | 約4,410 メートル | 毎時50キロ メートル | 終日 | 車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。） |

別表第11（最高速度の指定）2以上の警察署管内の表にまたがる表35の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|-----------|---|--|----------------|----|---------------------------------|
| 35 | 国 道 249 号 | 七尾市中島町中島乙部243番地 2 先 から 鳳珠郡穴水町字中居ツ字20番地先ま で | 約19,320 メートル (七尾署 約 7,620 メートル、 輪島署約 11,700メ ートル) | 毎時50キロ メートル | 終日 | 車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。） |
|----|-----------|---|--|----------------|----|---------------------------------|

別表第18（駐車禁止）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|-------------|--|--|--------------|-----|-----|
| 146 | 市 道 B 3 号 線 | 加賀市別所町富士見ヶ丘 4 の16番地先から 加賀市別所町漆器団地 2 番地19先まで | | 約510 メートル | 終 日 | 車 両 |
|-----|-------------|--|--|--------------|-----|-----|

別表第18（駐車禁止）白山警察署管内の表216の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|--|----------------|-----|-----|
| 216 | 県道松任美川線 | 白山市美川中町ヲ22番地先から 白山市長屋町口61番地 1 先まで | | 約1,340 メートル | 終 日 | 車 両 |
|-----|---------|--------------------------------------|--|----------------|-----|-----|

別表第18（駐車禁止）2以上の警察署管内にまたがる表68の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|-------------|---|--|-----------------|-----|-----|
| 68 | 国 道 305 号 線 | 小松市矢田野町59番地43先から 能美市大長野町チ125番地 1 先まで | | 約12,510 メートル | 終 日 | 車 両 |
|----|-------------|---|--|-----------------|-----|-----|

別表第20（停止禁止部分の指定）白山警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|-----------|-----------------|--|--|-----|-----|
| 11 | 市 道 松 波 線 | 白山市徳丸町515番地 1 先 | | | 終 日 | 車 両 |
|----|-----------|-----------------|--|--|-----|-----|

別表第 4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表438の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 438 | | 削 | 除 |
|-----|--|---|---|

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表321の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 321 | | 削 | 除 |
|-----|--|---|---|

別表第11（最高速度の指定）珠洲警察署管内の表74から76までの項を次のように改める。

| | | | |
|----|--|---|---|
| 74 | | 削 | 除 |
| 75 | | 削 | 除 |
| 76 | | 削 | 除 |